

第 2 9 回

総会議事録

日 時 令和元年 9 月 13 日 (金) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 (10 階) 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、 運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、 第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、 運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏈水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、 編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第29回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第143号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第144号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第146号 農用地利用集積計画について

議 第147号 農用地利用配分計画案について

議 第148号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

議 第149号 山形市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について

第6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可について

(5) 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

(6)運営委員会の結果について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和元年10月11日(金)

次回の委員調査について 令和元年10月9日(水)

第8 その他

第9 閉 会

令和元年度第 29 回（9 月）総会議事録

（令和元年 9 月 13 日（金） 市庁舎 10 階 委員会開催室）

出席委員 24名
欠席委員 0名
開 会 午後1時15分

事務局次長	（開 会）
会 長	（あいさつ）
事務局次長	議事の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、全員の出席を認めます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 よろしく願いいたします。
議 長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。 （異議なしの声あり。）
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、12番・梅津 実 委員、13番・柏倉 傳右エ門 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 議 第143号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書1ページをお願いします。 議 第143号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの30号から3ページの35号まで6件です。 はじめに、2ページをお願いします。 27号について、前回の総会で許可保留となった案件ですが、令和元年8月23日に許可申請が取下げになっております。 30号について、隣接地の買受です。

	<p>譲受人は、農業をして57年になる方で、現在、妻と子の3人で農業に従事しております。</p> <p>31号、32号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は、農業をして32年になる方で、現在、妻と義母の3人で農業に従事しております。</p> <p>33号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は、農業をして39年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>34号について、一体利用農地の買受です。 委員調査案件となっております。</p> <p>35号について、農業法人による所有権移転による経営拡張です。 委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 34号案件について17番 推名 委員から報告をお願いします。</p>
推 名 委 員	<p>17番 推名です。譲受人及び譲渡人については記載のとおりです。 譲受人は■■■■歳での新規就農ですけれど、申請地が自宅の目の前です。周りが住宅地で、一体的に使用しなければ利用が困難な農地という事で、下限面積0.1アールの指定を受けた農地は、やむを得ないと考えております。</p> <p>譲受人の職業は、■■■■です。旦那さんと二人で農業を始めるという事なのですけれど、今まで色々な作物を栽培した経験はあるそうです。</p> <p>使用目的は、家庭菜園です。内容は、きゅうり、トマト、その他自家野菜を栽培したいという事でした。</p> <p>機械ですけれども、今後、耕運機、草刈機を導入予定という事でした。</p> <p>売買価格ですけれども、525㎡で、総額■■■■円となっております。</p> <p>今後頑張って耕作していただきたいのですけれども、本音を聞くと、将来的に、駐車場を拡張したいとか、孫の家を建てたいという希望もあるようです。</p> <p>それまでは、他のものに無断で転用しないで耕作していただきたいと強く申し渡しております。</p> <p>以上の点から、許可相当と判断しましたので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。続いて、35号案件について、18番 石川 委員</p>

<p>石川委員</p>	<p>から報告をお願いします。</p> <p>18番 石川です。申請地については議案書記載のとおりです。譲受人については、農地所有適格法人です。</p> <p>要件の適合状況ですが、組織形態は、特例有限会社です。事業内容は、農産物の生産、林業及び木材製剤の加工販売、観光果樹園の経営の他、杉の苗の販売もしております。構成員、株主の状況ですがけれども、代表取締役が、210日従事、 、他の三人の取締役が、それぞれ300日、240日、150日従事、 、 、 、合計で 保有しております、全体の69%、農業関係者以外の会社名義で 保有し31%となっております。業務執行役員の状況ですが、役員2人の内、2人が150日以上従事しております。</p> <p>使用目的については、杉の育苗で、1年間ポット栽培をして、その後1年間地植えをして出荷するという事です。</p> <p>現在の営農状況ですがけれども、樹園地18, 320㎡です。</p> <p>農業機械の所有状況ですがけれども、トラクター、SS、掘削用建設機械です。</p> <p>売買価格ですが、10aあたり 円で、総額 円です。</p> <p>通作距離ですがけれども、約1.5kmということです。</p> <p>譲受人については、現在 で2万本の苗を育苗しておりますけれども、平地で気温が高いため、苗が黄色変色するという事で、高冷地である申請地に施設を移しまして、拡張して約10万本の杉の苗を生産するため申請に至っております。杉の苗は最終的に、親会社が購入して植林するという事です。</p> <p>調査の結果、許可相当と判断しました。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局説明及び委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第143号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>全員異議なしと認め、議第143号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に進みます。</p> <p>議 第144号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>議 第144号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、5ページの28号から31号までの4件です。</p>

<p>議 長</p> <p>推 名 委 員</p>	<p>6 ページをご覧ください。</p> <p>28号について、場所は漆山で、JR漆山駅から北東へ約600mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>携帯基地局建設の工事实施にあたり、作業スペースおよび資材置場が必要となるため、申請地を約8ヶ月間、一時的に利用しようとするものです。</p> <p>なお、作業スペースおよび資材置場には、鉄板を敷き利用し、利用後は農地に復旧するため、周辺への影響はありません。</p> <p>7 ページをご覧ください。</p> <p>29号について、場所は下反田で、資材置場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>30号について、場所は黄金で、建売分譲住宅の建築です。委員調査案件となっております。</p> <p>9 ページをご覧ください。</p> <p>31号について、場所は蔵王上野で、産業廃棄物処理施設増設に伴う資材置場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>29号案件について17番 推名 委員から報告をお願いします。</p> <p>17番 推名です。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>申請目的は資材置場です。譲受人は、久保田二丁目で建設業を営んでいる法人です。事務所は経営者が居住するアパートに置いており、現在作業車両5台と重機2台を保有しておりますが、作業車両は事務所近くと従業員の自宅駐車場を借りています。また、経営者の実家の白鷹町の土地を重機置場と骨材・資材置場として利用しておりますが、作業効率が悪く、1ヶ所に資材置場を集約したいと土地を探していたところ、今申請地に隣接している宅地に経営者が住宅を新築することになり、隣接する農地を資材置場として利用したく申請に至っております。施設は集落に接続して設置されるもので他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>具体的な位置ですが、申請地は山形市立大曾根小学校から北東へ約500mの場所に位置し、10ha未満の小集団農地であるが土地改良事業施行地であることから、第1種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水は、なし、生活雑排水は、なし、雨水は、地下浸透です。最上川中流土地改良区から意見書について、確認済みです。騒音等の対策もしないといけないので、開放型事業場開設届出書を提出済みでございます。</p> <p>売買価格ですが、1㎡あたり [REDACTED] 円、総額 [REDACTED] 円となっております。</p>
---------------------------	---

<p>議 長</p> <p>石川 委員</p>	<p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく お願いします。</p> <p>続きまして、30号案件について、18番 石川 委員から報告お願い します。</p> <p>石川です、よろしく申し上げます。申請人及び内容は記載のとおり です。</p> <p>転用する理由ですが、建売分譲住宅9棟の建築です。譲受人は鶴岡市 に本社を構え注文住宅や建売住宅の販売を行う法人であります。この たび市街地西部に位置し、また、子育て世代にとって小・中学校から も近いところに建売分譲住宅を建築すれば需要が見込めると土地を探 していたところ山形市立宮浦小学校並び山形市立第二中学校からも遠 くなく将来的にも環境豊かで安心して定住できそうな当該地が見つかり 申請に至っております。</p> <p>建売分譲住宅は集落に接続して設置されるものであり、申請地に代 えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認めら れます。</p> <p>具体的な申請位置ですけれども、申請地は山形市立宮浦小学校より 北へ約550mの場所に位置する農地であります。10ha以上の一団 の農地で土地改良事業施行地内の農地であることから、1種農地と判断 しております。</p> <p>被害防除対策としましては、汚水は、公共下水道、生活雑排水は、 公共下水道、雨水は、地下浸透です。最上川中流土地改良区の意見書 も確認済みです。</p> <p>売買価格ですけれども、1,990㎡で [REDACTED] 円、1 ㎡あたり約 [REDACTED] 円、坪あたり [REDACTED] 円、また、一棟あ たり販売価格が約 [REDACTED] 円となっております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p> <p>推名 委員</p>	<p>続きまして、31号案件について17番 推名 委員から報告お願いし ます。</p> <p>17番 推名です。申請人及び内容については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、産業廃棄物処理施設増設に伴う資材置場の一時転用で ございます。借人は、蔵王上野地内で現在、自社の産業廃棄物処理施 設増設工事を行っておりますが、工事に際して資材置場が必要となる ため、申請地を約1年間、一時的に利用したいということで申請に至 っております。本件は一時転用であり、やむを得ないものと認められ ます。</p> <p>申請地は、山形市上野最終処分場から北東へ約600mの場所に位 置する農地であります。農振農用地であります。産業廃棄物処理施 設増設に伴う資材置場であり、一時的な利用の3年以内に該当するた め、許可相当と判断しました。</p>

	<p>被害防除対策ですが、汚水は、なし、生活雑排水は、なし、雨水は、地下浸透です。</p> <p>その他ということで、土地改良区からの意見書を確認済み、一時転用であることから、農地への復元計画について、確認済みであります。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ございませんか。</p>
金 子 委 員	<p>30号案件についてですが、住宅を建てるという事ですが、先般、 から、あそこに住宅が建つと になって、どうにかならぬのか、という話があったのですが、 ですので、そのあたりは配慮いただくようにしていただきたいのですが。</p>
石 川 委 員	<p>北側の田んぼとの間に、1.9mの用水路がありまして、そこからまた90cm程離すという事でした。たぶん大丈夫ですので、よろしく申し上げます。</p>
金 子 委 員	<p>そのように伝えておきます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
金 子 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。無いようすでお諮りします。</p> <p>議 第144号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第144号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書10ページをお願いします。</p> <p>議 第145号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容については、11ページの74号から77号までの4件です。</p> <p>11ページをお願いします。</p> <p>74号について、農地法第3条による賃貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>75号について、利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p>

	<p>76、77号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第145号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第145号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第146号 農用地利用集積計画について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書 12ページをお願いします。</p> <p>議 第146号 農用地利用集積計画についてです。</p> <p>このたびは、農地中間管理事業による借入れです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>最初に、利用権設定についてですが、</p> <p>1. 利用権設定について、</p> <p>(1) 地目別設定面積は、 田が60,042㎡、畑が3,207㎡、樹園地が11,685㎡、 合計で74,934㎡です。</p> <p>(2) 作物別設定面積は、 稲作が60,042㎡、果樹が11,685㎡、花卉が3,207㎡ です。</p> <p>契約期間は、すべて10年となっております。</p> <p>内訳については、14ページの1号から17ページの18号までの18 件で、内容は記載のとおりです。</p> <p>すべて賃貸借権の設定になります。</p> <p>このたびの農用地利用集積計画の公告日につきましては、令和元年 9月25日(水)を予定しております。</p> <p>以上、農用地利用集積計画について適正であると判断した次第です。 ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。議第146号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第146号 農用地利用集積計画について、原案のとおり意見を決定することに決します。
議	長	次に進みます。 議 第147号 農用地利用配分計画案について、上程します。 それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書18ページをお願いします。
局		議 第147号 農用地利用配分計画案についてです。 このたびは、受け手変更分がありますので、2つに分けております。 まず、受け手変更以外の分になります。 19ページの「農用地利用配分計画案」総括表をご覧ください。 左側の上から、農用地利用配分計画案に係る借受け者数が9経営体、配分計画案に係る貸付け者数が19名となっております。 地区別の内訳は、表のとおりとなっております。 表の一番下になりますが、このたび、中間管理事業で貸付ける農地は、合計で44筆、面積が74,934㎡で、中間管理事業で借入れる面積と同面積の貸付となっております。 また、右側の「参考」についてですが、借受け希望申込者数は149経営体、貸付け希望申込者数は32名となっており、地区別の貸付希望申込み状況は表のとおりです。 現在、13名、31,171㎡の農地が現時点で受け手とのマッチングがなされていない状況です。 「農用地利用配分計画案」については20ページから22ページに記載のとおりとなっております。 この配分計画案は、先月7日に山形市農業振興協議会農地中間管理事業部会にて審議したマッチング案に基づき作成したもので、受け手の選定については、人・農地プランに位置づけられた地区の担い手の他、広域的に農地の集積を図っている経営体、今後育成すべき農業者を選定している状況です。 次に、23ページをご覧ください。 受け手変更分の「農用地利用配分計画案」総括表になります。 農用地利用配分計画案に係る借受け者数が2経営体、配分計画案に係る貸付け者数が9名、合計で18筆、43,924㎡の受け手変更となっております。 受け手変更の「農用地利用配分計画案」については24ページに記載のとおりとなっております。

<p>議 長</p>	<p>新たな受け手の選定についても、人・農地プランに位置づけられた地区の担い手の他、広域的に農地の集積を図っている経営体等を選定している状況です。</p> <p>今後のスケジュールは、県の配分計画認可が10月中旬の予定であり、11月末には、機構と受け手との賃貸借契約が成立することとなります。</p> <p>以上、「農用地利用配分計画案」については、適正であると判断した次第です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>20ページ配分計画案のNo. 4 [REDACTED] の案件ですけれども、利用目的が樹園地という事で、大部大きな面積になっているわけですが、この利用方法について教えていただけますでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>こちらの利用集積計画については、3条のような詳細な計画はございませんが、元々貸付者が一度マッチングしたのですが解約した案件です、同じく今回、借受者と貸付者がマッチングが成立しております、詳細な計画までは聞いておりません。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>貸付面積は何㎡になるのですか。17ページになるのかな。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>やよい町から大郷まで通うには、けっこう距離があると思うのですが。</p>
<p>丹 野 委 員</p>	<p>借受者は新規就農者です、現在大郷地区に樹園地を借りていまして、やよい町から通っています。大郷地区にまた樹園地を借りたいという事です。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>貸付面積は、何町歩になるのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>約4反歩ちょっとになります。契約の欄を見ていただきたいのですが、一番大きいところで912㎡、小さいところで102㎡となっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。無いようですのでお諮りします。 議第147号について、原案のとおり意見を決定することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>全員異議なしと認め、議第147号 農用地利用配分計画案について、原案のとおり意見を決定し、市長あて回答することに決めます。</p>
議長	<p>次に進みます。</p> <p>議第148号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書25ページをお願いします。</p> <p>議第148号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定についてです。</p> <p>26ページの4号の1件です。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>4号について、場所は長谷堂で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>4号案件について18番 石川 委員から報告をお願いします。</p>
石川 委員	<p>申請地及び内容については、議案書記載のとおりです。</p> <p>適用要件については、一体利用農地です。</p> <p>申し出人についてですが、申請者は、平成13年1月に3条許可を経て申請地を購入。申請地は、北東の田んぼから人の背丈以上高い位置にあり、それ以外の境界を宅地と水路に囲まれていることから、非常に耕作に不便であり、以前より隣地の宅地所有者から申請地を取得したいと相談があったことから、今回4月より下限面積の制度が変わったことを利用し、農家でない隣接宅地の方が農地として取得できるよう申請に至っております。</p> <p>申請地の状況ですが、農振農用地区域外です。また、遊休化しております。</p> <p>隣接地の状況ですけれども、1番が申請地より2mほど低いところに位置し、境界にはコンクリートの擁壁があります。</p> <p>2番が宅地で、3番が申請地の購入希望者の宅地です。</p> <p>4番が、用悪水路で、幅2m近い敷地で、申請地より低い位置にあり、コンクリートの擁壁と公道側には転落防止用のガードレールが設置されております。</p> <p>隣接宅地は水路を跨ぐ進入路を設けているが、申請地は公道から進入路はなく、隣接地する宅地の敷地を通してしか侵入できない立地であります。</p> <p>過去の経緯としましては、平成12年ごろ隣接地の[]と一緒に農振除外をし、農家住宅建築ため農地法5条の規定による許可を受けたが、[]、許可の取り消しを行って</p>

		<p>います。その後、隣接地の[REDACTED]のみ一般住宅として農地法第5条の許可を受け、宅地と宅地の間に農地が残るような状況となってしまいました。</p> <p>以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。よろしくをお願いします。</p>
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。
		議 第148号について、指定することに異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第148号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。
議	長	次に進みます。
		議 第149号山形市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、上程します。
		それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局		資料の方は、27の1ページをご覧ください。
		議第149号「山形市農業委員会の農地利用適正化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」でございます。
		内容については、次の27の2ページをご覧ください。
		これまで調査会の理事会等で協議をいただきまして、農業委員と農地利用適正化推進委員の定数につきましては、次回の選任におきまして24名という事で確認をいただきました。その中で農地利用適正化推進委員の担当の区域と定数について、次回については次のように改正するというような案でございます。
		改正前が右でございます。担当区域名4の千歳につきまして、担当区域名3の方に移動しまして、定数につきましては1名異動するというような形になり、第1、第2が変わらず7名、第3が5名、第4が5名というように変更するものでございます。
		前回の農政委員会で本日の総会でお諮りするという事で承認をいただきましたので、提案をさせていただいております。よろしく願いいたします。
議	長	ただ今説明に対し、皆さんの質問等があれば、お受けしたいと思いますが。
草 苺 委 員		附則の日にはちの設定ですけれど、この前に募集が始まるので、7月20日から施行するとなると、募集は従前の定数になるのですけれども。

事務局	<p>こちらは施行の日で、改正の日については募集の前の日に行いまして、次回の募集については、改正後の定数で行うという事で、現在の任期から変更いたしますと、現在の推進委員の定数も変更という形になりますので、次回の任期であります7月20日から施行するとしております。</p>
草薙委員	<p>施行と適用の形にした方が良いような気がするのですが。</p>
事務局	<p>適用するというように直せば良いのでしょうか。</p>
草薙委員	<p>第2期の推進委員を募集する時は、改正後の附則に基づいて募集するのですよね。だから、施行していないと新しい募集はできないのではないのかというのが私の質問で、現行の推進委員との区分もありますので、施行と適用で区別した方が良いのではないかと思うのですが。</p>
事務局	<p>改正日を公布前に改正、施行日を7月20日という使い分けで、今のところ予定しております。今、適用と施行という言葉で使い分けたわけですけど、我々の方は、改正と施行というように使い分けていこうと考えておるところでございます。</p> <p>7月20日に施行するという事を踏まえた上でも、附則そのものの改正は、公布前に行うと考えております。</p> <p>なお、法令の担当者とも確認したいと思います。</p>
草薙委員	<p>普通であれば改正時点では施行しているので、改正後の附則については何日から適用するとかしないと、二つの附則が同時に存在するというような事になりかねないかなと思いますので、法令の担当者にも確認いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>今のところ改正と施行で使い分けようと思っているところであります。なお、確認します。</p>
議長	<p>他にございませんか。無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第149号について、原案のとおり変更することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第149号山形市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について、原案のとおり変更することに決めます。</p>
議長	<p>これで議事を終了します。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の(1)から(5)まで、事務局から報告願います。</p>

事務局	<p>続きまして、報告事項の（１）から（５）まで報告いたします。</p> <p>２８ページをお願いします。</p> <p>報告事項（１）の、農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理につきましては、２９ページの４９号から３２ページの５９号まで、１１件を受理しております。</p> <p>次に、３３ページをお願いします。</p> <p>報告事項（２）の農地法第４条届出書の受理につきましては、３４ページの８号と９号の２件を受理しております。</p> <p>次に、３５ページをお願いします。</p> <p>報告事項（３）の農地法第５条届出書の受理につきましては、３６ページの３２号から３７ページの３７号まで６件を受理しております。</p> <p>次に、３８ページをお願いします。</p> <p>報告事項（４）の農地法第５条の規定による許可につきましては、３９ページの１７号から４０ページの２２号まで６件について許可書を交付しております。</p> <p>次に、４１ページをお願いします。</p> <p>報告事項（５）の農地法第３条の規定による許可の取消しにつきましては、４２ページの１号１件について、一部の農地を分筆したため、許可書の返戻があり許可を取消しております。</p> <p>事務局から、第２９回総会の付議事項については以上であります。</p>
議長	次に、（６）運営委員会の結果について、大築・会長職務代理者から報告願います。
大築・会長 職務代理者	（運営委員会の結果について報告）
議長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事務局	（運営委員会資料の補足説明）
事務局	<p>次回の定例総会は、１０月１１日 金曜日に開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、１０月９日 水曜日です。</p> <p>調査委員については、１９番 高橋一敏 委員と、２０番 新関さとみ 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>また本日、遊休農地調査協力員を委嘱している地区の委員から、協力員に謝礼金をお渡しいただくようお願いしたいのですが、協力員、ご本人から受領証に住所とお名前の記入、朱肉印の押印をいただき、今月末まで事務局に送付いただきたいと思います</p>

議 長	次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。
事 務 局	(農作業賃金・機械利用料金標準作成に係る実態調査について説明)
事 務 局	私から2点ほどございます。
	はじめに、今年度の「農地利用最適化推進委員の先進地研修」の日程について、報告させていただきます。
	今年度もバス利用で、11月26日(火)～27日(水)の1泊2日で研修を実施する予定です。
	11月26日(月)午後3時から長野市農業委員会、翌日27日(水)午前10時30分から新潟市中央農業委員会で研修を受け入れていただけたとの回答をいただきました。
	詳細の行程、研修内容と進め方については、9月17日(火)の推進委員代表者会議で相談のうえ、今後、決定する予定です。
	最適化推進委員の皆様には、今月中に日程と概要を案内させていただく予定です。
	次に、農地利用集積円滑化事業に関する情報提供です。
	お手元の「農地利用集積円滑化事業の農地バンク事業への統合一体化」と書かれた資料をご覧ください。
	今年度の農業経営基盤強化法の改正に伴い、農協等の農地利用集積円滑化団体を介した貸し借りが、令和2年4月1日以降できなくなります。
	年間予定表にある公告日が4月1日となる2月受付分から、農協等を介した貸し借りができなくなりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。
	他にございませんか。
	何もなければ、これで第29回総会を終了します。ご苦勞様でした。
議 長	(閉会午後2時30分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議

長



議事録署名委員



議事録署名委員

